

## (6) 外国人の人権

### はじめに

近年の国際社会の著しい変化により、長野県内の在住外国人は年々増えています。県内における外国人登録者数（2000年度）は、約4万人で、県民の約50人に1人の割合です。長野県の特徴は南米・アジアの人々が多いことです。

「外国人」とはどんな方でしょう。永住（定住）している方、就労・研修・留学などで来ている方、結婚をした方など様々です。ところが、その方が、日本国籍を取得（帰化）した後も「外国人」と言ったり、外見だけで「外国人」だと思ってしまったりする人もいます。日系2世・3世として、外見は「日本人」でも、ものの考え方は「外国人」に近い人もいます。

- さて、実際に外国から来てどんなことが問題になっているのでしょうか。
- ・外見や言葉、生活習慣や文化の違いがあって、家庭・職場・地域・学校への適応に時間をする。
  - ・雇用面では、低賃金の仕事が多く、保険や年金に加入しにくい。
  - ・医療や教育の面では、情報が不十分であり、制度がまだ整っていない。
  - ・賃貸住宅へ入居する場合、不合理に断られることがある。
  - ・プールや公衆浴場で「外国人」と一緒に入るのは抵抗があると言われる。
  - ・犯罪があると、すべての「外国人」が罪を犯す恐れがあるかのように言われる。

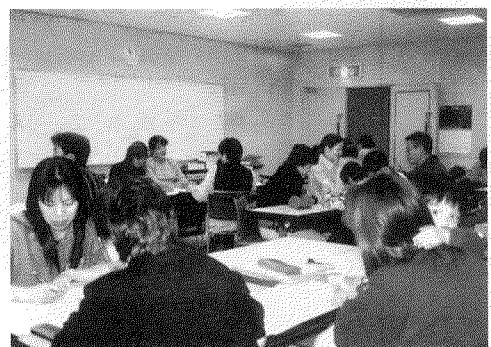
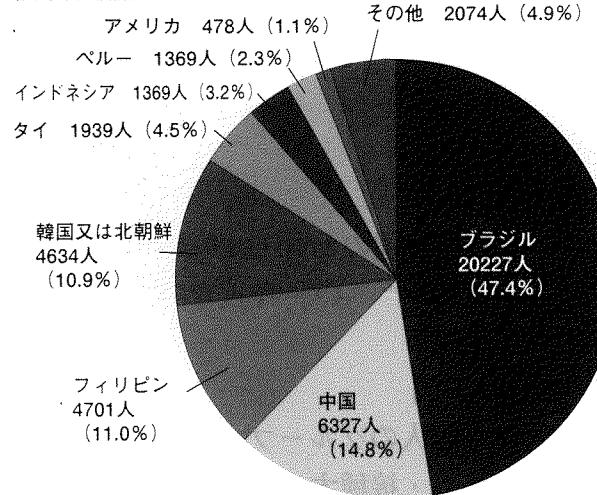
このような状況の中で、外国から来た方々を住民として迎え入れるための支援や社会づくりを進める動きが各地で出てきています。

- 1 市町村や民間団体が各国語による生活ガイドブックを作成し、配布している。
- 2 ボランティアが各地で日本語教室を開き、言葉や生活支援をしている。
- 3 外国人のための医療検診を実施している。
- 4 学校や地域の異文化交流会で、外国語教室や料理講習会などを開いている。
- 5 区長や公民館長が、地域に住む中国からの帰国者の方々と対話集会を開いている。
- 6 「地方参政権」を認める法案が審議されている。

このような取り組みを広め、深めていきながら、異文化や違いを正しく認識し、尊重し、多様性を認め合う「共生のこころ」を育てていきたいものです。そして、外国から来た方々も住民として、ともに生きられる、開かれた地域社会を実現していきましょう。

### 長野県の外国人登録者の比率

（長野県国債課調べ H12.12.31現在）



日本語教室の学習風景